太陽光発電設備の設置に係る届出の情報共有

「塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」に基づく協議書の届出がありましたので、情報共有を図るため庁内関係部署へ回覧します。

受付日	2026年8月26日	受付番号	R8-1
届出者 （土地所有者）	株式会社 シーエナジー		
所在・地番	塩尻市大字宗賀545-1他		
敷地面積 （実測）	12,574㎡	地目	宅地・雑種地
再生可能エネルギーの種類	太陽光	2420.6KW	
区域への該当	□ 森林　□ 農地　□市街化調整区域　□土砂災害危険箇所等 □ その他		
届出に係る連絡先 （担当者）	株式会社 シーエナジー		

部署		関係法令		
農業委員会 農政課		農地法		
	手続き			
	手続き進捗			
	コメント	申請地に農地はないので農地法の手続きは不要です。		
耕地林務課		森林法	農業振興地域の整備に関する法律	
	手続き	手続き不要	手続き不要	
	手続き進捗	手続き不要	手続き不要	
	コメント	農業振興地域整備計画区域外のため農振法に関する手続きは不要です。（農政課）		
建築住宅課		建築基準法	都市計画法	景観法 （長野県景観条例）
	手続き	手続き不要		
	手続き進捗			
	コメント	都市計画法及び景観法の手続きについて松本建設事務所建築課へ問い合わせください		
企画課		国土利用計画法		
	手続き	手続き不要		
	手続き進捗			
	コメント	面積要件は対象ですが、土地取引がないため、届出は不要です。		

松本建設事務所建設課へ確認したところ下記のとおり回答を受領しました。
①都市景観法の手続き
⇒「建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」の場合、開発許可申請対象行為であるものの、太陽光発電設備は建築物や特定工作物ではないため手続き不要。

②景観法の手続き
⇒1000m2以上の太陽光発電設備の設置工事のため、届け出対象行為であり着工30日前に事前届け出が必要。
⇒適切に事前届け出を実施します。

受付日	2026年8月26日	受付番号	R8-1
届出者 （土地所有者）	株式会社 シーエナジー		
所在・地番	塩尻市大字宗賀545-1他		
敷地面積 （実測）	12,574㎡	地目	宅地・雑種地
再生可能エネルギーの種類	太陽光	2420.6KW	
区域への該当	□ 森林　□ 農地　□ 市街化調整区域　□ 土砂災害危険箇所等 □ その他　　）		
届出に係る連絡先 （担当者）	株式会社 シーエナジー		

部署	関係法令			
建設課		道路法	河川法	公共物管理条例
	手続き	手続き不要	手続き不要	手続き不要
	手続き進捗	手続き不要	手続き不要	手続き不要
	コメント	・道路の規制を行う場合は道路使用許可申請書を道路管理者および警察に提出すること。 ・雨水排水は敷地内処理とし、道路に雨水が溢れ出ることがないよう、定期的に雨水排水処理施設の点検及び土砂撤去など、適正な管理を行うこと。 ・送電のための電力線が新たに市道上を架空する場合は道路占用手続きをすること。		
平出博物館		文化財保護法等	塩尻市文化保護条例 （史跡・埋蔵文化財）	
	手続き	手続き不要	手続き不要	
	手続き進捗			
	コメント			
文化財課		塩尻市伝統的建造物群保存地区保存条例	塩尻市文化財保護条例	
	手続き	手続き不要	手続き不要	
	手続き進捗			
	コメント			
危機管理課		災害ハザードマップによる確認		
	手続き	手続き不要		
	手続き進捗			
	コメント			
生活環境課		騒音・振動規制法	公害防止条例	自然公園法
	手続き			
	手続き進捗			
	コメント	土壌汚染対策法により、3000㎡以上の土地の形質変更をする場合、県に対して届出をする必要があります。詳しくは松本地域振興局環境・廃棄物対策課までお問い合わせください。		

・道路規制有無を確認し、規制有の場合は道路使用許可申請書を提出いたします。
・横断図に記載されている通り、道路への雨水流出はない設計です。参考に流域図、横断図を送付させていただきます。
・ケーブル架空敷設を計画しているため、道路占用手続きを実施します。

松本地域振興局環境・廃棄物対策課へ確認したところ、軽易な行為（900㎡未満の土地の軽質変更）に該当するため、届け出不要とのことでした。